

狛江市総合教育会議の設置及び運営に関する条例要旨

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき，市長と教育委員会の協議及び調整を行う狛江市総合教育会議（以下「会議」という。）の設置し，その運営について必要な事項を定めることにより，会議の円滑な運営を図り，もって市の施策全般の調和を図りつつ，市における教育行政を推進すること。（本則関係）
- 2 この条例は，平成27年4月1日から施行すること。（付則第1項関係）
- 3 この条例の施行の際，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の法第4条第1項の規定により教育長が任命されるまでの間，第3条第3号中「教育委員」とあるのは「教育委員（教育委員会教育長を除く。）」と読み替えるものとするものとする。（付則第2項関係）

狛江市総合教育会議の設置及び運営に関する条例

平成27年 3 月 27 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、市長と教育委員会の協議及び調整を行う狛江市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることにより、会議の円滑な運営を図り、もって市の施策全般の調和を図りつつ、市における教育行政を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、法第 1 条の 4 第 1 項に定めるところによる。

(委員)

第 3 条 会議は、次の職にある者により構成する。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会教育長
- (3) 教育委員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条各号に掲げる職にある期間とする。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、法第 1 条の 4 第 1 項に規定する所掌事項の協議及び調整を行うにあたっては、第 1 条に規定する目的が達成されるよう、互いに誠意を持って会議に臨まなければならない。

2 委員は、会議における協議又は調整により合意を得た事項については、その結果を尊重し、それぞれの職責に基づいて誠実に職務を遂行しなければならない。

(会長)

第 6 条 会議に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 教育委員会は、法第 1 条の 4 第 4 項に定めるところにより、市長に対し、会議の招集を求めることができる。

4 会議は、原則として委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、緊急の場合に限り、第 3 条第 1 号及び第 2 号の委員の出席によりこれを開くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開とする。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書に該当するときは、この限りでない。

(関係者の出席)

第8条 会議は、法第1条の4第5項に定めるところにより、関係者又は学識経験者の出席を求めることができる。

(情報提供の推進)

第9条 市長及び教育委員会は、会議の設置、開催その他会議に関する必要な情報の提供を積極的に行わなければならない。

(委任)

第10条 法及びこの条例に定めのあるもののほか、会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の法第4条第1項の規定により教育長が任命されるまでの間、第3条第3号中「教育委員」とあるのは「教育委員（教育委員会教育長を除く。）」と読み替えるものとする。